

私立専修学校運営費補助金事務取扱要領の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
3 補助金の配分割合及び算定方法 (1) 高等課程（大学入学資格付与校）に対する補助金の配分は生徒数割及びエネルギー価格高騰対策割とし、次に掲げる方法により算出した額の合計とする。 ① [略] ② エネルギー価格高騰対策割 価格高騰による光熱費のかかり増し経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とする。 ただし、1校につき<u>97万5千円</u>を限度とする。 (2) 高等課程（大学入学資格付与校）以外の各学校に対する補助金の配分は均等割、生徒数割及びエネルギー価格高騰対策割とし、次に掲げる方法により算出した額の合計額とする。 ①・② [略] ③ エネルギー価格高騰対策割 価格高騰による光熱費のかかり増し経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とする。 ただし、1校につき<u>97万5千円</u>を限度とする。	3 補助金の配分割合及び算定方法 (1) 高等課程（大学入学資格付与校）に対する補助金の配分は生徒数割及びエネルギー価格高騰対策割とし、次に掲げる方法により算出した額の合計とする。 ① [略] ② エネルギー価格高騰対策割 価格高騰による光熱費のかかり増し経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とする。 ただし、1校につき<u>95万円</u>を限度とする。 (2) 高等課程（大学入学資格付与校）以外の各学校に対する補助金の配分は均等割、生徒数割及びエネルギー価格高騰対策割とし、次に掲げる方法により算出した額の合計額とする。 ①・② [略] ③ エネルギー価格高騰対策割 価格高騰による光熱費のかかり増し経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とする。 ただし、1校につき<u>95万円</u>を限度とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別紙5中「令和5年度」を「令和 年度」に、「令和5年」を「令和 年」に改める。